

議第 9 号議案

羽生市議会委員会条例の一部を改正する条例

羽生市議会委員会条例（昭和 4 2 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
委員会の名称	委員の定数	所管事項	委員会の名称	委員の定数	所管事項
総務文教委員会	7 人	一般会計のうち歳入に関する事項 総務部の所管に関する事項 企画財務部の所管に関する事項 経済環境部の所管に関する事項  会計課の所管に関する事項 教育委員会の所管に関する事項 選挙管理委員会の所管に関する事項 監査委員事務局の所管に関する事項 公平委員会の所管に関する事項	総務文教委員会	7 人	一般会計のうち歳入に関する事項 総務部の所管に関する事項 企画財務部の所管に関する事項 経済環境部の所管に関する事項 <u>工事検査課の所管に関する事項</u> 会計課の所管に関する事項 教育委員会の所管に関する事項 選挙管理委員会の所管に関する事項 監査委員事務局の所管に関する事項 公平委員会の所管に関する事項

		固定資産評価審査委員会の所管に関する事項 農業委員会の所管に関する事項 その他都市民生委員会に属さない事項			固定資産評価審査委員会の所管に関する事項 農業委員会の所管に関する事項 その他都市民生委員会に属さない事項
都市民生委員会	7人	健康福祉部の所管に関する事項 福祉事務所の所管に関する事項 まちづくり部の所管に関する事項 消防本部の所管に関する事項	都市民生委員会	7人	市民福祉部の所管に関する事項 福祉事務所の所管に関する事項 まちづくり部の所管に関する事項 消防本部の所管に関する事項

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年12月14日提出

埼玉県羽生市議会議員	西	山	丈	由
〃	野	中	一	城
〃	柳	沢		暁
〃	丑久保		恒	行